

# 令和5年度 行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)


委員会等名	議員定数研究委員会
参加委員	◎土屋勝浩 ○半田大介 池田総一郎 宮下省二 古市順子 佐藤論征 西沢逸郎

◎議長、○副議長

## 1 上田市での課題と視察の目的

直近の定数見直しから10年が経過しており、議員定数を取り巻く情勢等その後の状況を勘案し、上田市議会として適正な議員定数の検討を行うため、次期選挙（本年9月）から定数を39人から36人減員することを決定した長野市議会における議員定数の考え方等について調査・研究を行う。また、長野市議会における政治倫理に関する条例について調査・研究を行う。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	長野県 長野市議会
和5年8月24日（木） 13:30～15:30	担当部局	長野市議会 事務局
視察事業名	議員定数・長野市議会議員の政治倫理に関する条例について	
報告	<p>1 視察先の概要 長野県第一の都市、北部に位置し、善光寺平を中心に発展してきた門前町。</p> <p>2 視察先の特徴 人口：370,197人の中核市、面積：552.04k m<sup>2</sup> 議員定数：39名</p> <p>3 視察事項について 議員定数・長野市議会議員の政治倫理に関する条例</p>	
		

<p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p>	<p><b>【視察テーマ①】</b></p> <p>○議員定数について</p> <p>1) 議員定数検証の経過</p> <p>(1) 平成 18 年 9 月議会 議員定数を 42 人から 39 人へ減少される 根拠:中核市の人口 1 万に当たりの議員数平均 1.06 人&lt;長野市 1.11 人と上回っている</p> <p>(2) 平成 30 年 9 月議会 議会活性化検討委員会、39 人は適正(現状維持) 根拠: ①議員 1 人が代表する人口(9,702 人)は、23 中核市の多い方から 13 番目 ②人口は 23 中核市中、多い方から 12 番目 ③一般会計歳出に占める議会費の割合、中核市 54 市の平均 0.5%と同じ</p> <p>2) 議員定数検討の状況(令和 4 年 12 月)</p> <p>(1) 議会活性化検討委員会 2019 を設置(定数 12、6 会派・無所属代表 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景: 1 つの会派(最大会派ではない)から、申し入れが議長にあった。</li> </ul> <p>(2) 令和 3 年 8 月 27 日より、8 回の検討委員会を開催</p> <p>(3) 検討委員会における主な意見</p> <p>①議員定数を減らす意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 1 万人に 1 人(中核市の基準)という考え方をすると、削減やむなし。</li> <li>・議会運営上 1 つの常任委員会を 9 人の委員定数とすると、36 人が妥当。</li> </ul> <p>②議員定数現状のままの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の声を聞くためには、安易に減らすべきではない。</li> <li>・一般会計に占める議会費の割合は、多くなく減らすべきではない。</li> </ul> <p>③検討委員会の検証・検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の総意として、議員定数については、定数 3 減と現状維持の意見を併記し報告とする。</li> </ul> <p>4) 委員会で検討するに当たって、考慮した点について</p> <p>①全国市議会議長会(京都市会における研修会)の見解より、常任委員会方式と、人口比例方式(人口 1 万人に 1 人方式)から議会の役割機能を発揮できるかを考慮しつつ、面積要件を加えて検討した。</p> <p>5) 質疑における、久保田局長等の主な答弁内容</p> <p>①パブコメ等市民の皆さんからは、意見聴取は行っていない。 (各会派が市民の声を聞いて、持ち寄って委員会において意見交換</p>
---	--

を行った)

- ②議会運営上支障はないかという点から、議員間討議を行った。
- ③面積（行政需要）をもつての比較は意味がない。
- ④中核市議員 1 人当たり 1 万人の基準は、長野市の場合たまたま当てはまったが、人口の多い中核市には当てはまらない。
- ⑤全会一致を目指したが、委員会の中でまとまらなかった。
- ⑥委員会での定数減の具体的な数字は、出て来ていなかったが、最大会派を中心に 36 人に固まったのは、最後の方であった。

#### 6) 参考となる点

- ①検討項目を絞って、少数意見を大切に（無会派議員も委員に加えて）慎重に検討して、両論併記の集約を行った点
- ②議会の運営上支障はないか、役割・機能特に常任委員会の機能を十分に発揮できるかという観点から意見交換を行ったところ  
〔長野市議会の特殊性＝新友会 最大会派 39 名中 18 名 46%〕

#### 【視察テーマ②】

##### ○長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

#### 1) 条例制定の背景

- ・平成 26 年 6 月、議会以外の行動である委員長が、酒気帯び運転で事故を起こし、辞職したことを契機に制定したもの。

#### 2) 条例の検討状況

- ・平成 26 年 9 月、特別委員会を設置（11 人の委員定数）議会基本条例とセットで、18 回の委員会を開催し 10 ヶ月間協議を行って制定（平成 21 年 6 月）したもの。

#### 3) 条例の運用状況

- ・令和 5 年、議員の行為を対象に、審査会（11 人の委員）を設置し、延べ 11 回の協議により、行為規範に抵触していることを確認し、審査会での決定に基づいて、議長が議会運営委員会において当該議員（委員でもある）に動画を削除・謝罪の勧告を行い、嚴重注意を行った。

#### 4) 条例運営上の課題・問題点について

- ①制度的に、被審査議員に弁明・意見書の提出が認められているため、運営上いつでも弁明できることになっているが、審査会が必要と認める場合等の制約をかけるべきだった。
- ②審査会は、11 回に及び、審査に多大な労力（事務局への負荷）と時間がかかる点。
- ③表現の自由等、被審査議員の行為は法的に問題がないものかを判断するに当たって法律の専門家の意見聴取が必要となり、この点からも費用がかかり、時間を要した。

④審査会の決定は、勧告で終わり、法的な拘束力ははいたため、半年以上時間をかけて開催したが、事務局側からすれば、決議をやって頂く方が良かった。

(久保田局長さんの率直な意見より、労多くして、効果は得られなかった)

6) 参考となる点 (考察)

- ・ 条例制定の必要性に関しては、認めるものの、その運用に当たっては、議会以外の議員の行動を対象としているため、表現の自由の観点からも、その効果を十分に個々の議員が判断して、慎重に運用する必要がある。



※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと